

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

平成30年3月からの届書提出にかかる注意事項

○これまで基礎年金番号を記載して届け出ていただいていた「資格取得届」、「資格喪失届」などの各種届出にはマイナンバーを記載して届け出ていただくことになります。

◆従業員の方からマイナンバーを取得する際は、マイナンバー法の本人確認が必要です。

◆「資格取得届」にマイナンバーを記載いただくことで住所の記載を省略できます。(船員保険の被保険者を除く。)ただし、住民票上の住所と異なる住所(居所)にお住いの場合は、別途住所変更届が必要となります。

○日本年金機構が、マイナンバーを活用して住基ネットから住民票の氏名及び住所の変更情報を取得することにより、被保険者の住所変更届及び氏名変更届の届出が不要となる予定です。

◆住所変更、氏名変更の届出省略の実施時期や詳細につきましては、日本年金機構ホームページでお知らせしています。

○平成30年3月5日から届書様式が変更になります。変更となる届書については、変更後の様式を使用してください。(様式統合、個人番号欄追加、様式レイアウトがA4縦判化等の変更があります。)

◆2月までに機構から送付された届書様式については、使用することができます。

○電子媒体、電子申請で提出される場合は、新バージョンの「届書作成プログラム」をダウンロードのうえご提出ください。(詳細は同封の「電子申請・電子媒体申請を利用される皆さまへ」をご参照ください。)

▼様式統合となる主な届書

旧届書		新届書
・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届／厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届
・健康保険 被扶養者(異動)届 ・国民年金 第3号被保険者関係届	⇒	・健康保険 被扶養者(異動)届／国民年金 第3号被保険者関係届 ※複写様式から単票様式に変更となります。
・健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届／厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届

※上記の届書以外にも育児休業、産前産後休業の申出等変更となる届書があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

「被保険者資格取得届」及び「被保険者資格喪失届」にかかる注意事項

○被保険者となる方が入社された場合は、「被保険者資格取得届」をご提出ください。なお、提出の際に「年金手帳」の添付は不要となります。

○被保険者が退職された場合は、「被保険者資格喪失届」をご提出ください。なお、退職した際の資格喪失日は、退職日の翌日となりますのでご注意ください。



日本年金機構
Japan Pension Service